

## 上八万コミュニティバスのルート変更に係る 地域公共交通計画（別紙）の変更について

### 1 概要

令和8年4月から、上八万コミュニティバスのルート変更を予定しております。

上八万コミュニティバスは、地域公共交通確保維持改善事業の「地域内フイーダー系統確保維持費国庫補助金」を活用しているため、ルート変更等を行う際に、地域公共交通計画（別紙）の変更が必要となります。

### 2 協議事項

地域公共交通計画（別紙）の変更内容及び届出書の提出について

### 3 添付資料

資料2－1 地域公共交通計画変更届出書

資料2－2 地域公共交通計画別紙（変更）

資料2－3 届出書添付書類（表1、表5）

### 4 変更内容

添付資料に赤字で記載。

### 5 今後のスケジュール

委員の皆様にご承認いただけた場合は、以下のスケジュールに従い手続きを行います。

時期	内容
令和8年1月27日まで	令和7年度第2回徳島市地域公共交通活性化協議会（書面審議）
令和8年2月上旬	地域公共交通計画変更届出書を提出
令和8年4月1日	ルート変更実施

以上

番号  
令和 年月日



国土交通大臣 殿

氏名又は名称  
住 所  
代表者氏名

徳島市地域公共交通活性化協議会  
徳島市幸町2丁目5番地  
会長 奥嶋 政嗣

### 地域公共交通計画変更届出書

令和7年9月26日付け第52号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

○ 変更日

令和8年4月1日

○ 変更箇所

- ・停留所（新規・廃止）
- ・経路
- ・時刻表

○ 変更理由

地域内フィーダー系統補助路線である上八万コミュニティバスの運行ルート等の見直しにより、地域公共交通計画（別紙）の変更が生じたため

※本届出書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

令和8年4月1日

## (名称) 徳島市地域公共交通活性化協議会

**1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性**

徳島市では、平成21年度に策定（平成26年9月見直し）した「徳島市地域公共交通総合連携計画」（以下「連携計画」という。）及び令和2年3月に策定した「徳島市地域公共交通網形成計画」（以下「網形成計画」）に基づき、公共交通の確保・維持に向けて取り組んできた。

これらの計画の期間では、市域の公共交通の中心的役割を担う徳島市営バス路線の再編に取り組み、平成23年10月から川内線・宮島線を「川内循環線」に再編し、平成26年10月からは、「渋野線」の運行ルートを延伸するなど見直しを行い、それぞれ民間委託により運行を開始している。また、公共交通不便地域の減少に向けた取り組みとして、地域住民等によるコミュニティバス等の運行に対する支援事業を実施しており、平成23年12月から応神地区で運行を開始している「応神ふれあいバス」、令和2年4月から上八万地区で運行を開始している「上八万コミュニティバス」に対する支援を行い、地域住民の買い物、通院等の移動手段の確保を図っている。

これらの事業を推進するにあたり、令和6年3月に策定した「徳島市地域公共交通計画」に基づき、国の地域公共交通確保維持事業を活用し、地域特性や実情に応じた最適な生活交通の確保・維持を図るとともに、事業の円滑な推進を図る。

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

## (1) 事業の目標

## ①利用者数

系統	目標(人)	前年度実績(人)
川内循環線（加賀須野経由を除く）	42,323	36,546
川内循環線加賀須野経由	30,905	37,368
川内循環線計	73,227	73,914
渋野線	50,773	51,250
応神ふれあいバス マルナカ成長店行	1,053	1,032
応神ふれあいバス キョーエイ北島店行	2,744	2,690
応神ふれあいバス計	3,797	3,722
上八万コミュニティバス 南ルート	640	592
上八万コミュニティバス 北ルート	340	311
上八万コミュニティバス 東ルート	470	435
上八万コミュニティバス計	1,450	1,338

## ②収支率

系統	目標	前年度実績
川内循環線（加賀須野経由を除く）	37.0%	36.1%
川内循環線加賀須野経由	55.0%	54.4%
渋野線	41.0%	40.4%
応神ふれあいバス マルナカ成長店行	5.0%	4.1%
応神ふれあいバス キョーエイ北島店行	4.0%	3.4%
上八万コミュニティバス 南ルート	10.2%	8.5%
上八万コミュニティバス 北ルート	8.2%	6.2%
上八万コミュニティバス 東ルート	10.2%	8.0%

## ③公的負担額

系統	目標(円)	前年度実績(円)※
川内循環線（加賀須野経由を除く）	24,400,000	24,436,944
川内循環線 加賀須野経由	17,700,000	17,717,522
川内循環線計	42,100,000	42,154,466
渋野線	15,900,000	15,979,193
応神ふれあいバス マルナカ成長店行	600,000	638,074
応神ふれあいバス キョーエイ北島店行	1,950,000	1,995,329
応神ふれあいバス計	2,550,000	2,633,403
上八万コミュニティバス 南ルート	650,000	674,737
上八万コミュニティバス 北ルート	650,000	661,139
上八万コミュニティバス 東ルート	550,000	579,359
上八万コミュニティバス計	1,850,000	1,915,235

※複数系統ある路線については、総額を走行キロで按分した値を各系統の実績としている。

## (2) 事業の効果

### ①川内循環線

循環線による新規ルートを開設し、さらに令和4年10月から延伸をすることにより、川内町内の移動が容易となるとともに、沿線の観光施設等へのアクセス向上が引き続き図られる。

### ②渋野線

新規ルートを開設したことにより、観光施設へのアクセス向上や公共交通不便地域の利便性向上が引き続き図られる。

### ③応神ふれあいバス

令和5年10月から運行ルートを変更し、地域の実情に応じた路線を設定したことにより、きめ細かな日常生活の移動手段の確保と公共交通不便地域の解消が引き続き図られる。

### ④上八万コミュニティバス

**令和8年4月から**新規ルートでの運行を開始したことにより、きめ細かな日常生活の移動手段の確保と公共交通不便地域の解消が引き続き図られる。

## 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・路線バスの整理・再編（徳島市、バス事業者）

（地域公共交通計画 P 79 参照）

- ・地域自主運行バスへの支援（地域住民、交通事業者、徳島市）

（地域公共交通計画 P 81 参照）

- ・情報発信の強化（徳島市、バス事業者）

（地域公共交通計画 P 88 参照）

- ・利用促進・公共交通利用啓発の推進（徳島市、バス事業者）

（地域公共交通計画 P 90 参照）

- ・川内循環線、渋野線（徳島市）

利用者数等を詳細に把握するため、各車両に設置した乗降センサーの集計を行う。また、利便性向上を図るため、利用実態調査を実施する。

引き続き、Google マップでの乗換案内サービスやバスロケーションシステム等の周知・広報及びデジタルサイネージの表示情報の充実に努め、利用者の増加及び幹線系統への接続利便性向上を図る。

- ・応神ふれあいバス（応神ふれあいバス運行協議会）

広報紙、戸別訪問などによる、周辺住民への周知・広報に努める。また、GTFS ファイルの公開を通じ、Google マップ等の乗換案内サービスに対応することで、新規利用者の増加及び幹線系統への接続利便性向上を図る。

- ・上八万コミュニティバス（上八万バス運営委員会）

上八万まちづくり協議会や町内会など上八万地区の地域組織を通じ、回覧板やチラシの配布、利用促進イベントの実施による周知・広報を行う。また、GTFS ファイルの公開を通じ、Google マップ等の乗換案内サービスに対応することで、新規利用者の増加及び幹線系統への接続利便性向上を図る。

## 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表 1 を添付

## 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

費用の総額、負担者及びその負担額は次のとおり

(1) 川内循環線

総 額 66,266,121 円

負担者 徳島市

負担額 運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を徳島市が負担

(2) 渋野線

総 額 38,797,744 円

負担者 徳島市

負担額 運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を徳島市が負担

(3) 応神ふれあいバス

総 額 4,070,510 円

負担者 応神ふれあいバス運行協議会

負担額 運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を徳島市が負担

(4) 上八万コミュニティバス

総 額 3,639,700 円

負担者 上八万バス運営委員会

負担額 運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を徳島市が負担

## 6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

①利用者数について

・川内循環線、渋野線

乗降センサーによる計測値を利用者数とする。また、OD 調査の値を参考とする。

・応神ふれあいバス、上八万コミュニティバス

乗務員による乗車記録を基に利用者数を測定する。

②収支率について

・全路線共通

運行経費（燃料費、車両減価償却費、一般管理費、運行委託料等。）に対する運賃収入等（定期券収入、回数券収入、現金収入等。寄付金、協賛金、国・県・市等の補助金を除く。）の割合を収支率とする。

③公的負担額について

・川内循環線、渋野線

民間交通事業者への委託料を公的負担額とする。

・応神ふれあいバス、上八万コミュニティバス

本市が交付する「徳島市地域自主運行バス等支援事業補助金」の額を公的負担額とする。

## 7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
表5を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標 該当なし
(2) 事業の効果 該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標 該当なし

(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
令和8年1月20日から27日にかけて、令和7年度第2回徳島市地域公共交通活性化協議会（書面協議）にて、地域公共交通計画別紙について協議を行った。
19. 利用者等の意見の反映状況
令和7年度第2回徳島市地域公共交通活性化協議会において、地域公共交通計画別紙について協議を行い、計画に関する意見もなく、原案のとおり承認された。なお、この会議には、住民又は利用者の代表として、徳島市コミュニティ連絡協議会会长、公募委員2人の計3人が参画している。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所)	徳島市幸町2丁目5番地
(所 属)	徳島市経済部地域交通課
(氏 名)	秋山 広太
(電 話)	088-621-5535
(e-mail)	chiiki_kotsu@city.tokushima.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくとも差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
徳島市	徳島バス株式会社	(1) 川内循環線	徳島駅	川内支 所前	徳島駅	右(平均) 16.6km(循環) 左(平均) 17.5km(循環)	365日	3,612回		路線定期運行	①	徳島駅にて徳島バス 橋線と接続の確保	③
	徳島バス株式会社	(2) 川内循環線 (加賀須野経由)	徳島駅	加賀須 野	徳島駅	右(平均) 20.0km(循環) 左(平均) 20.8km(循環)	365日	2,190回		路線定期運行	①	徳島駅にて徳島バス 橋線と接続の確保	③
	徳島バス株式会社	(3) 渋野線	徳島駅	動物 園、渋 野	丈六寺 南	往(平均)12.9km 復(平均)12.9km	365日	3,525回		路線定期運行	①	徳島駅にて徳島バス 鳴門線と接続の確保	③
	有限会社東丸タクシー	(4) 応神ふれあいバス (マルナカ成長店行き)	藤田 荘	応神ク リニック	マルナ カ成長 店	往(平均)8.7km 復(平均)8.6km	50日	200回		路線定期運行	①	四国大学前バス停留 所にて徳島バス鳴門 線と接続の確保	③
	有限会社東丸タクシー	(5) 応神ふれあいバス (キヨーエイ北島店行き)	藤田 荘	フジグ ラン北 島	キヨー エイ北 島店	往12.5km 復12.7km	99日	396回		路線定期運行	①	四国大学前バス停留 所にて徳島バス鳴門 線と接続の確保	③
	大木タクシー有限会社	(6) 上八万コミュニティバ ス (南ルート)	セブン しらさ ぎ台店	上八万 コミセン	マルナ カ徳島 店	往14.7km 復15.0km	25日	62.5回		路線定期運行	①	亀井病院前バス停留 所にて徳島バス佐那 河内線と接続の確保	③
	大木タクシー有限会社	(7) 上八万コミュニティバ ス (北ルート)	ケアハ ウスや まもも	上八万 コミセン	マルナ カ徳島 店	往14.4km 復14.7km	25日	62.5回		路線定期運行	①	亀井病院前バス停留 所にて徳島バス佐那 河内線と接続の確保	③
	大木タクシー有限会社	(8) 上八万コミュニティバ ス (東ルート)	日々宇 お地蔵 さん	上八万 コミセン	マルナ カ徳島 店	往12.6km 復12.9km	25日	62.5回		路線定期運行	①	亀井病院前バス停留 所にて徳島バス佐那 河内線と接続の確保	③
	大木タクシー有限会社	(9) 上八万コミュニティバ ス (南ルート)	セブン しらさ ぎ台店	上八万 コミセン	マルナ カ徳島 店	往 15.5km 復 16.2km	26日	65.0回		路線定期運行	①	亀井病院前バス停留 所にて徳島バス佐那 河内線と接続の確保	③
	大木タクシー有限会社	(10) 上八万コミュニティバ ス (北ルート)	ケアハ ウスや まもも	上八万 コミセン	マルナ カ徳島 店	往 15.8km 復 16.3km	26日	65.0回		路線定期運行	①	亀井病院前バス停留 所にて徳島バス佐那 河内線と接続の確保	③
	大木タクシー有限会社	(11) 上八万コミュニティバ ス (東ルート)	日々宇 お地蔵 さん	上八万 コミセン	マルナ カ徳島 店	往 13.7km 復 13.8km	25日	62.5回		路線定期運行	①	亀井病院前バス停留 所にて徳島バス佐那 河内線と接続の確保	③

(注)

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	徳島市
-------	-----

(単位:人)	
	人口
人口集中地区以外	74,165
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
徳島市地域公共交通計画	令和6年3月31日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2. (1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)